

分別もきちんと分ければ、ごみ減量

## ごみ収集カレンダーをご活用ください

町では、ごみ収集日程を掲載した「ごみ収集カレンダー」を今年度も発行しました。

今月号の広報きほうといっしょに各世帯に配布しますので、ご活用ください。

### ごみを出す際の注意点

- ①きちんと分別をして、決められた日の朝8時30分までに出してください。
- ②猫やカラスに荒らされないように、ごみは必ず、ごみボックスの中に入れてください。



平成30年度版ごみ収集カレンダー

## あなたのスマホ・携帯が「東京2020」のメダルに！

東京2020組織委員会などが共催し行う「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」は、みなさんから回収した使用済みスマートフォン、携帯電話から抽出される金属を用いて「東京2020大会」のメダルを製作し、資源の有効活用により持続可能な社会形成に貢献する取り組みです。町でもこの主旨に賛同し、本プロジェクトに参

加します。下記のとおり、スマートフォン、携帯電話を回収しますので、ご協力をお願いします。

【期間】 4月2日から平成31年春ごろ

【場所】 役場環境衛生課窓口

【回収品目】 スマートフォン、携帯電話

※回収前に個人情報は削除しておいてください。

▶詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。

取り引きや証明に使用している

## 「はかり」は必ず定期検査を受けましょう！

商店・病院・工場等で取り引きや証明用に使用するはかりは、計量法により2年に1回の定期検査を受けることが義務付けられています。ご都合のよい場所で必ず受検してください。

### ◆日程

月/日	検査場所	検査時間
5/7(月)	井田公民館 大里多目的集会施設	13:30～14:30 15:30～16:30
5/8(火)	役場本庁舎町民ホール	9:00～11:30

### ◆手数料

検査手数料は、はかりの種類や能力によって異なります。検査当日、現金でお支払いください。

### ◆検査対象の計量器

①商店・露店などの商品売買取、②病院・薬局などの調剤用、③病院・学校・福祉施設などの体重測定用、④生産者の生産物販売・出荷用、⑤工場・事業所などの材料購入・製品販売用、⑥農協・漁協などの物資集荷・出荷用、⑦運送・宅配業などの貨物運賃算出用、⑧体重別スポーツの計量用

▶詳しくは、三重県計量検定所（☎059-223-5071）または役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。

愛犬のためにあなたができること

## 狂犬病予防注射と畜犬登録のお知らせ

犬を飼っている方は、その犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を行うことが義務づけられています（狂犬病予防法）。

平成30年度の狂犬病予防注射、および畜犬登録を右記のとおり実施しますので、この機会をご利用ください。また、犬の死亡、飼い主の住所・氏名が変わったなど登録事項が変更になったときは、届け出をお願いします。

◆対象 生後91日以上の飼い犬

◆料金（1頭あたり）

【登録済の犬】 **3,200円**

（注射料2,650円＋注射済票550円）

【未登録の犬】 **6,200円**

（注射料等3,200円＋登録料3,000円）

※なるべくおつりのいらぬよう、ご用意ください。

▶詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。

### ◆狂犬病予防注射実施日時

日程	時間	場所
4月9日(月)	8:50～9:05	桐原生活改善センター
	9:15～9:25	阪松原生活改善センター
	9:35～9:45	平尾井生産活動センター
	9:55～10:10	大里多目的集会施設
	10:20～10:30	旧JA高岡出張所前県道
	10:45～11:00	鮎田構造改善センター
	11:10～11:15	北松杖多目的集会施設
	11:30～11:35	旧JA浅里出張所前
	13:10～13:35	就業改善センター駐車場(成川)
4月10日(火)	13:45～14:20	飯盛多目的集会施設
	14:30～15:00	神内構造改善センター前
	9:10～9:30	下り場駐車場
	9:40～10:20	井田公民館
	10:30～11:05	上野つどい館
	11:15～11:35	鶴殿長谷集会所
13:15～13:50	鶴殿駅自転車置場前	
14:00～14:25	役場本庁舎裏	

平成30年4月以降、0.5%引き上げ

## 特別児童扶養手当等の手当額変更について

平成29年全国消費者物価指数の実績値（対前年度比0.5%増）が公表されました。特別児童扶養手当等の各手当については、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定するスライド措置がとられています。そのため、平成30年4月以降の各手当額については、0.5%引き上げられます。

	～平成30年3月(月額)	平成30年4月～(月額)
特別児童扶養手当(1級)	51,450円	51,700円
特別児童扶養手当(2級)	34,270円	34,430円
特別障害者手当	26,810円	26,940円
障害児福祉手当	14,580円	14,650円
福祉手当(経過措置分)	14,580円	14,650円
児童扶養手当(全部支給)	42,290円	42,500円
児童扶養手当(一部支給)	42,280～9,980円 (所得に応じて決定されます)	42,490～10,030円 (所得に応じて決定されます)

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。